

社会的養育推進計画の策定に向けて 児童福祉審議会専門部会

背景

【平成28年6月 児童福祉法等改正】

- 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援
 - 養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援
- } 都道府県業務に

【平成29年8月 新しい社会的養育ビジョン(国報告書)】

- 都道府県計画の見直し(平成30年度末まで)
 - ・ フォスタリング機関事業の創設(2020年度までに)
 - ・ 乳幼児の家庭養育原則の実現(5年以内に)
 - ・ 家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置(10年計画)
 - ・ 児童相談所・一時保護改革(5年計画)
 - ・ 特別養子縁組の推進(5年以内に、現状の約2倍に)

【平成30年7月 都道府県社会的養育推進計画の策定要領(国通知)】

新たな計画は、平成30年度から可能なものから、順次取組を進めつつ、平成31年度末までに策定すること

(記載すべき事項) ①社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像、②子供の権利擁護、③市区町村の子供家庭支援体制の構築等、④代替養育を必要とする子供数の見込み、⑤里親等への委託の推進、⑥特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築、⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、⑧一時保護改革、⑨自立支援の推進、⑩児童相談所の強化等、⑪留意事項

都の取組

【平成26年10月 児福審提言「社会的養護の新たな展開に向けて」 —家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—】

【平成27年 4月 東京都社会的養護施策推進計画策定】

- ・ 社会的養護に占める家庭的養護の割合 31.7%(H27) → 概ね6割(H41)
 - ⇒ 養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進
- ・ 子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケア
 - ⇒ 施設の機能を強化(施設の小規模化、専門的ケアの充実)

【平成28年11月 児福審提言「家庭的養護の推進について」

—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—

主な課題・論点

○ 里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底

- ・ 平成32年度までに、里親の開拓や研修、マッチング、養育支援等の一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を構築
- ・ 国目標(乳幼児75%以上、学童期以降50%以上)の里親等委託率について、都目標の設定及びその実現に向けた取組を推進

○ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

- ・ グループホーム設置促進策の検討や施設の役割の検証を行うこと
- ・ 人材不足に対する支援、制度改革

○ 児童相談所・一時保護所等の改革

- ・ 都児童相談所における人材確保・育成
- ・ 緊急保護、アセスメント保護の在り方の見直しと仕組みづくり
- ・ 特別区児童相談所の設置に係る事項

➡ 上記の課題・論点について、専門部会において審議し、平成31年度末までに都が策定する計画に反映させていく。

スケジュール(案)

部会	審議内容等
1回 (H31年2月)	基本的方向性の議論
2回 (5月)	里親等への支援①
3回 (7月)	施設の機能転換、児童相談所等の改革①
4回 (10月)	里親等への支援②
5回 (11月)	施設の機能転換、児童相談所等の改革②
6回 (12月)	まとめ、集約